

砂防関係施設点検（砂防設備）業務 特記仕様書 確認事項(令和4年9月8日(一社)鳥取県測量設計業協会)への回答

【回答欄凡例】

- ・黒字：(一社)鳥取県測量設計業協会
- ・赤字：治山砂防課

1. 現地踏査について

①新たな変状、更なる変状

- ・仕様書より、「現地踏査とは「目視」を標準として、前回点検結果における部位ごとの変状レベルについて、前回点検時からの「新たな変状」、「更なる変状」と記されているが、各社で判断基準に差異が生じているため、他社の状況を確認したうえで統一が望まれる。

治山砂防課回答：

- ・前回点検時からの「新たな変状」、「更なる変状」の定義は次の通りです。

区分	ポイント	新たな変状	更なる変状	補修済み c～a
	変状規模の変化に着目	前回 健全 a 今回 → 変状あり b、c	前回 b 今回 → c b → bだが 例) 変状延長L(10cm)→L(15cm)の拡大 例) 変状面積A(1m ²)→A(1.2m ²)の拡大 例) 変状深さH(0.2m)→H(0.3m)の拡大	写真撮影する

- ・上記定義により点検の手戻りが生じる受託者は、現在実施中の業務に限り更なる変状について写真撮り直しは不要とし、自社で撮影済みの写真を使用してください。写真がない場合は、前回点検の写真等を活用してください。

※この点検結果を受けて修繕詳細設計を行うため、点検時点での細かい計測は不要です。

- ・また、巡視点検システムにa'が追加されたが、a→a'はどのような扱いになるか確認したい。

治山砂防課回答：

- ・「a'」は「a」として取り扱ってください。「a'」は、変状レベルが「a」だが備考にコメントが付されているためシステム登録の便宜上「a'」とした箇所であり、今後使用しません。

2. 砂防設備点検

①写真撮影

- ・仕様書より、「※現地踏査については、「a」・「b」・「c」の「目視」と「写真撮影」をする」とあるが、全て写真撮影が必要であるか確認したい。上記B社は、新たな変状と更なる変状について写真撮影をしている。

治山砂防課回答：

- ・現地踏査・・・現地踏査の記録手段としての写真撮影を想定しています。(様式1-1)
- ・設備点検・・・変状レベル「b」、「c」の「変化なし」、「新たな変状」、「更なる変状」を撮影してください。(様式1-2、様式3、様式5)
- ・システムサーバのデータ容量制限により「a」「a'」の撮影は不要です。特記仕様書の記載を見直します。

②現地踏査での情報取得範囲

- ・仕様書より現地踏査とは「目視」を標準としているが、目視だけでは前回と今回の変状規模を数値として取得することはできない。このため、現地踏査は新たな変状の確認のみとし、砂防設備点検では、新たな変状と更なる変状の計測と写真撮影とするなど、仕様変更が望まれる。

上記B社は、現地踏査において、新たな変状と更なる変状についての抽出を行っている。

治山砂防課回答：

- ・現地踏査・・・渓流を踏査し設備の変状の有無の確認を行います。撮影する写真はユニット代表写真(様式1-1)使用する写真撮影を行います。設備点検を求めるものではありません。
- ・設備点検・・・現地踏査により確認された変状「b」、「c」を対象とし、「変化なし」、「新たな変状」、「更なる変状」がないか設備点検を行います。また修繕等により機能回復した設備についても点検します。撮影する写真は、損傷写真一覧(様式1-2)、写真帳(様式3)、進行性確認・補修計画(様式5)に使用します。

②変状レベルの更新

- ・仕様書より、「大災害の発生等が無い限り、変状レベルの更新は概ね無い」とあるため、変状レベルアップはほとんどないとされているが、意図する内容を確認したい。

治山砂防課回答：

- ・削除します。

②点検延長

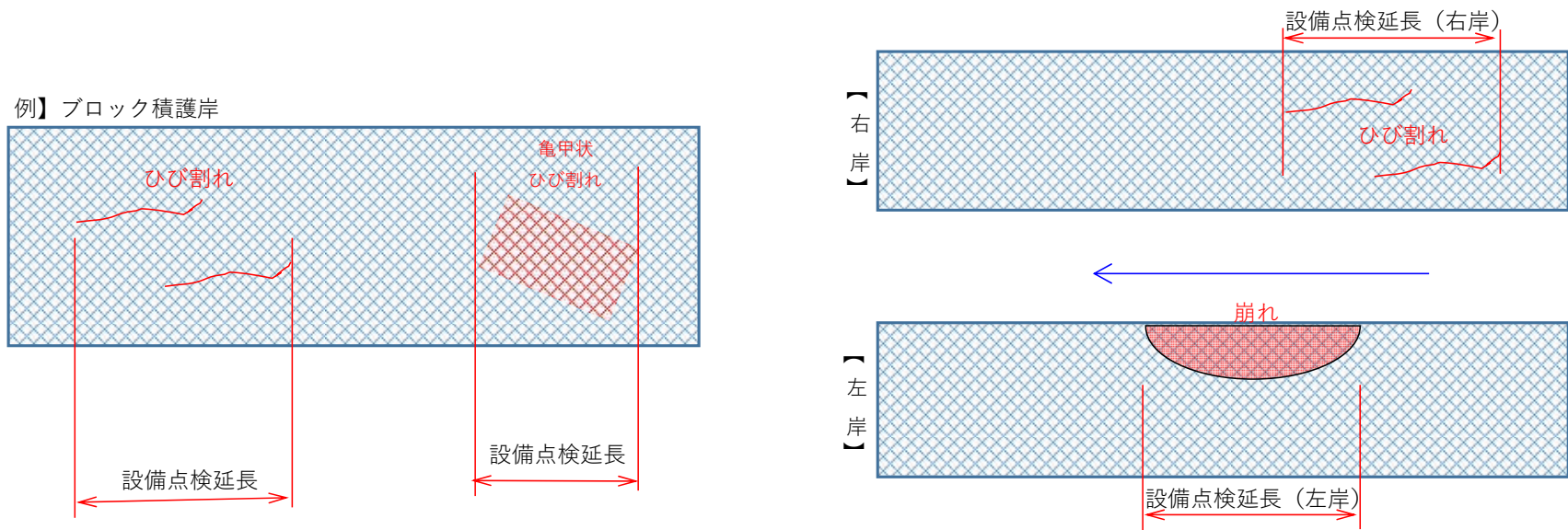
・仕様書より、「変状箇所を含むユニット延長ではなく、砂防設備のみを点検した延長」とあるが、各社で判断基準に差異が生じているため、他社の状況を確認したうえで統一が望まれる。

治山砂防課回答：

- ・設備点検延長について、溪流の流心方向の延長を積み上げてください。【ケース1】
- ・横構造物（堰堤、床固め工等）については、横方向・縦方向を流心方向に読み替えて延長を積み上げてください。【ケース2】
- ・これにより難しい場合は、発注者と協議してください。

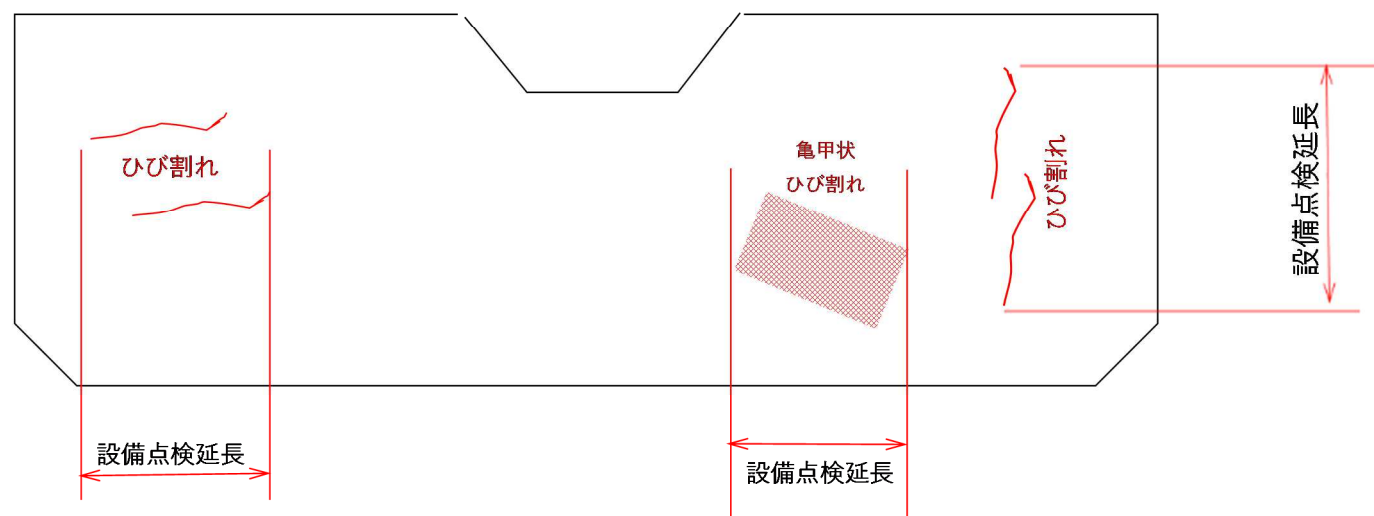
※ただし、点検業務の損傷調査は、あくまで変状概要を把握する為のものであり、詳細設計で行うような詳細な調査を求めています。

【ケース1】流心方向の延長を積み上げる。左右岸に損傷がある場合はそれぞれの延長を積み上げる。



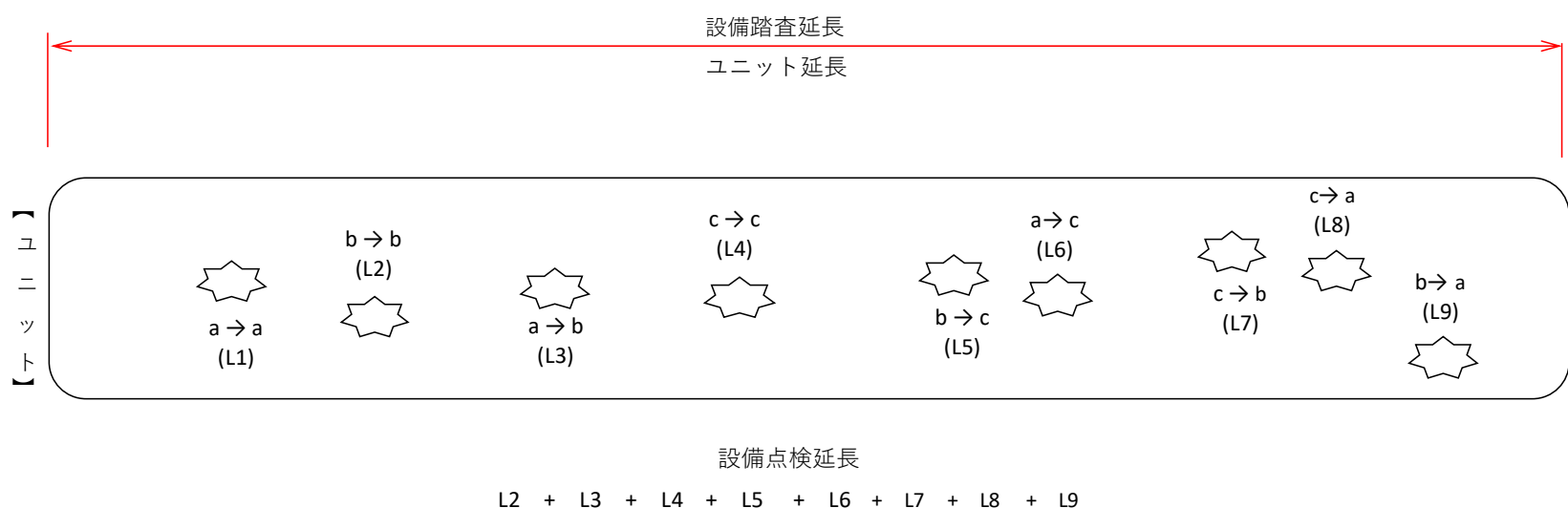
※現場条件により集計方法に疑義が生じる場合は、発注者と協議してください。

【ケース2】横構造物：横方向・縦方向を流心方向に読み替え延長を積み上げる。



※現場条件により集計方法に疑義が生じる場合は、発注者と協議してください。

【参考】現地踏査延長、設備点検延長の考え方



※a→aは、現地踏査のみであり設備点検延長に計上しない。

※b→b、c→cは、前回点検の変状を基に、現地計測等を行い新たな変状・さらなる変状の有無を確認する必要があるため、設備点検延長の対象とする。